

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
令和3年3月31日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000330号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000078号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年10月1日、喪失年月日を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成28年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年10月1日から同年11月1日まで

私は、請求期間にA社に勤務し、平成28年10月の給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から社会保険の届出業務を受託していたB社会保険労務士事務所から提出された請求者に係る賃金台帳関係書類及び雇用保険の加入記録により、請求者は、平成28年10月1日から同年11月1日までの期間において、A社に勤務し、同社から給与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

また、平成28年10月の標準報酬月額については、上記の賃金台帳関係書類における当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答により認められる当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月(資格取得時)の報酬額に基づく報酬月額から、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回

答しているが、当該期間において、A社に係るオンライン記録の健康保険厚生年金保険の整理番号に欠番がないことから、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録しないとは、通常の事務処理では考え難いため、事業主から当該届は年金事務所に提出されてなく、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000332号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000081号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成26年7月31日は85万6,000円、平成29年7月31日は150万円に訂正することが必要である。

平成26年7月31日及び平成29年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成26年7月31日及び平成29年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年7月31日の標準賞与額を、87万3,000円に訂正することが必要である。

なお、平成26年7月31日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額85万6,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を、平成22年6月25日は19万7,000円、平成23年1月17日は71万1,000円、同年7月29日は91万6,000円、平成24年1月31日は65万3,000円、同年7月31日は91万3,000円、平成25年1月31日は150万円、同年7月31日は103万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年6月25日、平成23年1月17日、同年7月29日、平成24年1月31日、同年7月31日、平成25年1月31日及び同年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月25日  
② 平成23年1月17日  
③ 平成23年7月29日

- ④ 平成 24 年 1 月 31 日
- ⑤ 平成 24 年 7 月 31 日
- ⑥ 平成 25 年 1 月 31 日
- ⑦ 平成 25 年 7 月 31 日
- ⑧ 平成 26 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 29 年 7 月 31 日

私は、請求期間①から⑨までにおいて、A社から賞与の支給を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与明細書（原本又は写し）等を提出するので、調査の上、請求期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間⑧について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）、平成 26 年 7 月分の給与明細書（写）及びB銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、請求者は、A社から当該期間に 87 万 3,847 円の賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料（7 万 3,255 円）を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑧に係る標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、85 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 7 月 31 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑧について、上記の賞与明細書（写）、平成 26 年 7 月分の給与明細書（写）及び取引推移一覧表によると、請求者は、A社から平成 26 年 7 月 31 日に 87 万 3,000 円の標準賞与額に相当する賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の同社における平成 26 年 7 月 31 日の標準賞与額を 87 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑧の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 85 万 6,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑨について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（原本）、平成 29 年

7月分の給与明細書（原本）及びB銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表により、請求者は、A社から当該期間に348万8,510円の賞与を支給され、当該賞与から標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を超える保険料（31万7,140円）を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険法第24条の4第1項において、「当該標準賞与額が150万円を超えるときは、これを150万円とする。」と規定されていることから、請求期間⑨に係る標準賞与額については、上限である150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年7月31日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間①、②、③、④、⑤及び⑦について、請求者から提出された請求期間②、③、④、⑤及び⑦に係る賞与明細書（写）、平成24年1月分・平成25年1月分・同年7月分の給与明細書（写）並びに平成22年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）、B銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、A社から請求期間①に19万7,000円、請求期間②に71万1,074円、請求期間③に91万6,203円、請求期間④に65万3,805円、請求期間⑤に91万3,899円、請求期間⑦に103万8,038円の賞与を支給されたことが確認できるものの、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における標準賞与額の記録を、請求期間①は19万7,000円、請求期間②は71万1,000円、請求期間③は91万6,000円、請求期間④は65万3,000円、請求期間⑤は91万3,000円、請求期間⑦は103万8,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②、③、④、⑤及び⑦の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 請求期間⑥について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）、B銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表及び事業主の回答により、請求者は、A社から163万2,085円の賞与を支給されたことが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていないことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第24条の4第1項の規定により、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上限である150万円とすることが妥当である。

以上のことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における請求期間⑥に係る標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑥の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000313号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000080号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和55年5月18日から昭和56年5月1日まで  
③ 昭和57年4月26日から昭和58年4月1日まで

請求期間①について、私は、A社に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②について、私は、B社に勤務していたが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間③について、私は、D社に昭和57年4月26日から勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における資格取得年月日が昭和58年4月1日となっており、当該期間に被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間とするとともに、請求期間③について、昭和57年4月26日を資格取得日とするよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務していたと主張し、同社の事業主名、所在地及び業務内容などを具体的に陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の履歴事項全部証明書で確認できる現在の代表取締役は、請求期間①当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨陳述している上、請求者は同僚照会を希望していないた



め、同僚から回答を得ることができないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社が加入していたE健康保険組合は、請求者の請求期間①における健康保険の加入記録については保存期間経過により資料がなく、確認できない旨回答している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間①に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番もない。

2 請求期間②について、請求者は、B社に勤務していたと主張し、同社の事業主名、所在地及び業務内容などを具体的に陳述している。

しかしながら、C社は、請求期間②当時の出勤簿や賃金台帳を保管していないため、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

また、C社は、厚生年金保険に加入していた従業員に係る会社設立当初からの台帳を保管しているところ、当該台帳を確認したが、請求者の氏名は見当たらない旨陳述している上、請求者は同僚照会を希望していないため、同僚から回答を得ることができないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のB社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間②に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番もない。

3 請求期間③について、請求者は、厚生年金保険の記録では、D社における資格取得年月日が昭和58年4月1日となっているが、昭和57年4月26日に入社したと主張している。

しかしながら、D社は、請求期間③当時の出勤簿や賃金台帳を保管していないため、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

また、D社は、請求期間③当時の厚生年金保険の取扱いについては、その当時に在籍していた者がおらず不明であるが、入社後2～3か月経過後に正社員となり、厚生年金保険に加入させていたことがあったように思われる旨陳述している上、請求者は同僚照会を希望していないため、同僚から回答を得ることができないことから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社が昭和58年にF社会保険事務所（当時）に提出した届出に基づく「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（写）によると、請求者について、昭和58年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出が行われていることが確認でき、当該資格取得日（昭和58年4月1日）は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている請求者の資格取得日及び請求者の同社に係る雇用保険の資格取得日と一致している。

なお、請求者は、健康保険の記録から何か分かるかもしれないので調べてほしい旨陳述しているところ、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者は昭和 58 年 4 月 1 日に健康保険の番号を 54 番で取得していることが確認でき、それより前の 1 番から 53 番までにおいて健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番もない。

4 このほか、請求者の請求期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000342号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000079号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額  
訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年8月1日から昭和62年8月1日まで  
② 平成5年8月1日から平成9年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②において、給料は毎年増えていたが、当該期間に係る標準報酬月額はいずれも増えておらず、それぞれの期間において同額で推移している。  
調査の上、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、給料は毎年増えていたが、請求期間①及び②に係る標準報酬月額はいずれも増えておらず、それぞれ同額で記録されている旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書を所持していない上、B社は、請求者の賃金台帳等は既に廃棄しており、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B社は、請求期間①に係る人事記録の確認ができないため、当該期間当時の報酬月額に関する取扱いについては不明だが、残存している請求期間②に係る人事記録によると、請求者は、当該期間において、同一の資格、等級及び役職であることから、大幅な賃金の変動はなかったものと推察されると回答している。

さらに、請求者がA社のC国の事業所における上司又は同僚として名前を挙げている3名に照会し、そのうち2名が自身のC国への赴任期間について回答しているところ、オンライン記録において、当該2名の赴任期間に決定された標準報酬月額からは、請求者の主張内容をうかがわせるような記録は確認できない。

加えて、D企業年金基金から提出された請求者の加入員台帳(写)によると、請求者の請求

期間①及び②に係る報酬標準給与は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者原票又はオンライン記録において、請求者の当該期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る給与の支給額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。